

中部広域市町村圏事務組合特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱

令和 5 年 4 月 17 日 決裁

改正 令和 6 年 4 月 1 日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 30 条の 3 において準用する法第 14 条第 1 項及び第 58 条の 8 第 1 項の規定に基づき実施する法第 30 条の 11 に規定する特定子ども・子育て支援施設等に対して行う集団指導及び実地指導(以下「指導」という。)及び監査について、基本的事項を定めるものとする。

(指導方針)

第 2 条 指導は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。)第 53 条から第 61 条までに規定する内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤及び不正の防止を図るため、指導及び監査を実施する。

(指導及び監査の対象)

第 3 条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げる特定子ども・子育て支援施設等とする。

- (1) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 2 条第 5 項に規定する保育所等及び法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設等を除く。)
- (2) 幼稚園(法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を除く。)
- (3) 特別支援学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 76 条第 2 項に規定する幼稚部に限る。)
- (4) 認可外保育施設(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。))のうち、当該施設に配置する従業員及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - ア 認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの
 - イ 認定こども園法第 3 条第 11 項の規定による公示がされたもの
 - ウ 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けたもの
- (5) 預かり保育事業(認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育又は保育であって、次のア及びイに掲げる当該施設の区分に応じ、それぞれア及びイに定める 1 日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった当該ア又はイに掲げる施

設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの)

- ア 認定こども園(保育所等であるものを除く。)、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間
 - イ 認定こども園(保育所等であるものに限る。) アに定める1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間
- (6) 一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項に規定するもの(前号に掲げる事業に該当するものを除く。))
- (7) 病児保育事業(児童福祉法第6条の3第13項に規定する事業のうち、当該事業に従事する従業員及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの)
- (8) 子育て援助活動支援事業(児童福祉法第6条の3第14項(同項第1号に掲げる援助を行うものに限る。)に規定する事業のうち、本組合理約(平成元年10月26日県指令総第946号許可)別表第1(第3条関係)の第4欄に規定する市町村(以下「関係市町村」という。)が実施又は委託する事業であり、内閣府令で定める基準を満たすもの)

(指導監査の実施体制)

第4条 指導監査は、2人以上の職員をもって構成するものとする。

2 当がい指導職員の身分を証明する証票は、様式第1号のとおりとする。

3 実地指導及び監査に際しては、当がい指導職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導形態)

第5条 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。
- (2) 実地指導 特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行い、その結果により必要と認めるときは、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。

(指導対象の選定)

第6条 指導対象の選定については、以下のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 法第58条の11第1項の規定に基づく法第30条の11第1項の確認の公示後、おおむね1年以内実施する。

イ 制度改正があったとき、又は過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認めるときに、内容に応じて対象を選定し、実施する。

(2) 実地指導

- ア 全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に実施することを原則とし、その計画は、関係市町村が行う監査、沖縄県が行う指導監督及び監査、立入調査等に関する事務の状況、本組合の実施体制等を勘案し、関係市町村及び沖縄県と協議の上、定めるものとする。
- イ アに定めるもののほか、運営基準等の遵守状況、過去の実地指導における指摘事項への対応状況等を勘案し、特に実施指導が必要と認められる施設等を対象とする。

(指導の方法)

第7条 指導の方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

- ア 実施通知 対象施設等を決定し、当該特定子ども・子育て支援提供者に集団指導の日時、場所、指導内容等を文書により通知する。
- イ 実施方法 特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行う。この場合において、欠席した特定子ども・子育て支援提供者には、当日使用した書類の送付や必要な情報提供に努め、直近の機会に改めて集団指導の対象にする等の対応を行う。

(2) 実地指導

- ア 実施通知 対象施設等を決定し、当該施設等の設置者に実地指導の日時、場所、指導内容等を文書により通知する。
- イ 実施方法 実地指導は、主に次の(ア)から(カ)までについて実施するものとし、実地指導の終了時に、実地場所において、特定子ども・子育て支援施設等の代表者、面談に対応した担当者等に対して実地指導結果の講評を行う。

なお、同一の建物・施設内で複数の施設を運営する事業者については、都道府県及び他担当機関と連携し、可能な限り合同で指導を実施する。

(ア) 書類の確認

- a 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録した書類(運営基準第54条関係)
- b 施設等利用給付認定保護者(以下「認定保護者」という。)との間に締結した利用料が明記された契約書等(運営基準第55条関係)
- c 認定保護者に対して発行した領収書の控え等の利用料及び特定費用の金額が分かる書類(運営基準第56条関係)
- d 法定代理受領により、市町村から施設等利用費を受ける場合、当該市町村及び当該認定保護者に通知した施設等利用費の金額がわかる書類(運営基準第57条関係)

- e 施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して施設等利用給付認定子ども(以下「認定子ども」という。)に関する情報を提供することを認定保護者との間で合意した文書(運営基準第60条第3項関係)
- f 職員、設備及び会計に関する諸記録(運営基準第61条第1項関係)
 - (イ) 認定保護者が偽りその他不正な行為によって、施設等利用費の受給を受け、又は受けようとした事実を知り得た場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知することに関する措置の確認(運営基準第58条関係)
 - (ウ) 施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上知り得た認定子ども又はその家族の秘密の管理及び保管に関する措置の確認(運営基準第60条第1項及び第2項関係)
 - (エ) 認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置の確認(運営基準第59条関係)
 - (オ) (ア)aに係る記録の過去5年間分の保管状況の確認(運営基準第61条第2項関係)
 - (カ) 職員数等の充足状況の確認に際して、他の施設等と兼務している場合、当該他の施設等の名称・所在地及び、当該他の施設等での勤務実態も把握し、管轄先が異なる場合は、他の担当機関とも連携を図り、情報共有を行う。

(3) 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、代表者に対して文書により指導内容を通知する。また、改善を要すると認められる事項が無い場合も文書により通知する。

(4) 改善報告書の提出

文書により通知した指摘事項については、通知から30日以内に文書により改善状況報告書の提出を求め、提出された報告書は、関係市町村長に通知する。

(監査への変更)

第8条 実地指導中に次条第1項各号に該当する状況を確認した場合において、特に必要があると認めるときは、実地指導を中止し、直ちに監査を行う。

(監査について)

第9条 監査については、次の掲げる情報又は事由があるときに、事案の緊急性及び重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を実施する。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において、著しい運営基準への違反が確認されたとき。
- (2) 意図的な隠蔽等の悪質な不正が疑われるとき。

- (3) 特定子ども・子育て支援施設等及び認定保護者の施設等利用費の請求に著しい不当が疑われるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項第1号から第3号又は第58条の10第1項各号(第2号は除く。)のいずれかに該当することが疑われるとき。

(監査方法)

第10条 監査の方法は、以下のとおりとする。

(1) 実地通知

監査を行うことを決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者、準備すべき書類等を対象施設の設置者等に対して文書により通知する。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しいとき、又は事案の緊急性及び重大性を踏まえ、事前通告なく監査を行う必要性が認められるときは、この限りではない。

(2) 結果通知

監査の結果、法第58条の9第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認める事項があるとき、及び施設等利用費等の返還を要すると認められるときは、後日文書によりその旨の通知を行う。また、改善を要すると認められる事項が無い場合も文書により通知する。

(3) 改善報告書の提出

文書で通知した事項については、通知から30日以内に文書により改善状況報告書の提出を求め、提出された報告書は、関係市町村長に通知する。

(違反疑義等)

第11条 違反疑義等が認められた場合には、関係市町村長へ行政上の措置を取るよう通知する。

(重大事故が発生した特定子ども・子育て支援施設等に係る留意点)

第12条 特定子ども・子育て支援施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が市町村によって実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該施設における対応状況等を確認する。

2 特定子ども・子育て支援施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導等に反映させる。

(復命会)

第13条 指導結果、監査結果については、復命会で審議する。

2 前項で掲げる復命会は、広域連携課長、認可外保育指導監査係等で構成し、必要に応じて関係者に出席を求めることができる。

(関係市町村及び沖縄県への情報提供)

第14条 本組合は、関係市町村及び沖縄県に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果及び改善報告の内容について必要に応じて情報提供を行う。但し、実地指導中に、特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる状況を確認した場合は、直ちに関係市町村及び沖縄県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、指導に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

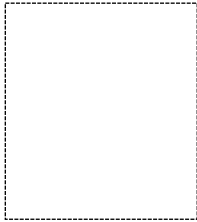

この要綱は、令和5年4月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

(第1面)

第 号	
指導監査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	
氏 名	
生年月日	
年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
中部広域市町村圏事務組合	
理事長	

(第2面)

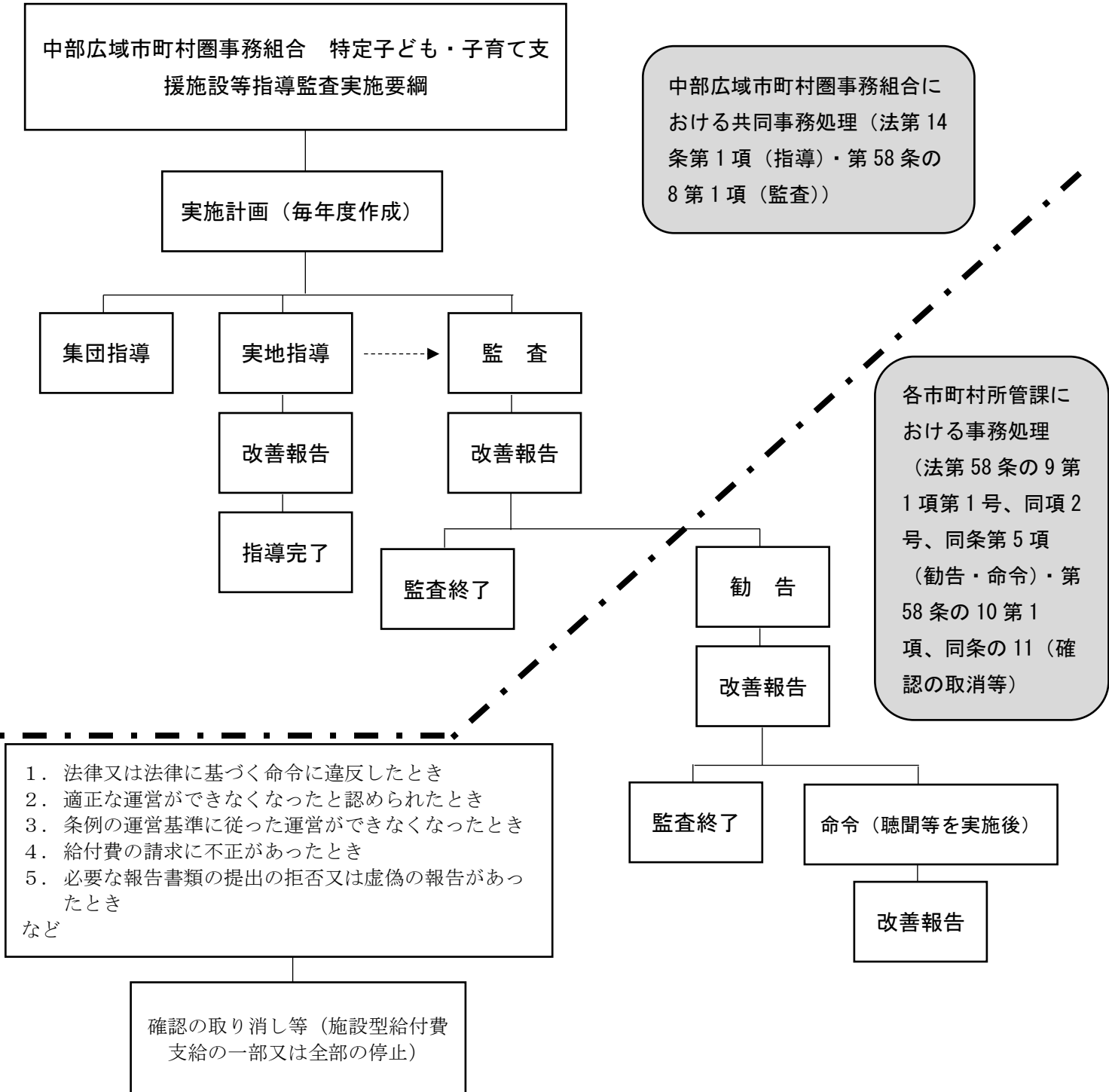
この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

中部広域市町村圏事務組合 特定子ども・子育て支援施設等 指導監査の流れ

※子ども・子育て支援法に基づく、指導監査



※「中部広域市町村圏事務組合特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要綱」参考

※事前検討会において、勧告から各市町村所管轄における事務処理に決まった理由としては、勧告については行政上の措置となり、市町村長は法律に基づき当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。

※根拠として、特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について（令和元年11月27日 府子本号第689号）（別添2）特定子ども・子育て支援施設等監査指針から一部抜粋。